

# 経営事項審査の審査基準の改正等について

国土交通省総合政策局建設業課

やま だ ゆう き  
経営指導係長 山田 祐己



## 1 改正の背景

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が原則として受けなければならないこととされている経営事項審査（建設業法第27条の23第1項）の項目および基準については、社会経済情勢等の変化に対応して適宜改正を行っています。

近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化等を踏まえ、公共工事における適正な企業評価を

実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要となっています。

このため、本年3月に発表した「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において審査基準の改正について審議を行う（7月26日とりまとめ）とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討を行ってきました。

今般、これらの審議・検討の結果を踏まえ、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経

### 改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

### 1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ
- ②高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

### 2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

- ① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正
- ② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

### 3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強い再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

- ①再生期間中、一律-60点(営業年数評価の最高点)の減点
- ②再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

### 4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

#### ①建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

#### ②ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経審に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

### 【今後のスケジュール】

関連省令等の公布：平成22年10月15日  
施行：平成23年 4月 1日

図 1 経営事項審査の審査基準の改正概要

済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとします。



## 項目および基準の改正概要

### (1) 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により完成工事高と元請完成工事高の評点の平均点は減少しており、平成22年度にはこの傾向はさらに顕著になると予想されています。また、競争参加資格審査でのランクの低下を防ぐために、無理な受注により完工高を確保しなければならないケースがあるとも指摘されています。このため、建設投資の減少に応じて完成工事高および元請完成工事高の評点テーブルを修正することで、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な競争参加機会・競争環境を確保します。

### 【修正方法】

#### ① 財団法人建設経済研究所の「建設経済モデル

による建設投資の見通し(2010年7月)」によると建設投資額の見通しは約39.32兆円(平成21年度42.17兆円)であり、約6.8%減となります。

② 上記の減少幅を用いて平成22年度の完成工事高と元請完成工事高の予想平均点をシミュレーションすると完成工事高で約688点、元請完成工事高で609点となります。

③ 上記の予想平均点が平成20年改正時に制度設計された平均点である700点程度となるよう、完成工事高の評点テーブルに約700/688を、元請完成工事高の評点テーブルに約700/609を掛け合わせて修正を行います。

### (2) 技術者に必要な雇用期間の明確化

#### ① 6カ月超前からの雇用を必要とする

現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としており、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象とされているので、技術者の名義借り等が行われやすくなっています。評価対象とする技術者を、審査基準日

改正前	区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点
	1	1,000億円以上	2,268
	2	800億円以上1,000億円未満	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
	3	600億円以上 800億円未満	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
	4	500億円以上 600億円未満	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
	5	400億円以上 500億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,531$
	6	300億円以上 400億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
	7	250億円以上 300億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
	8	200億円以上 250億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
約700/688を掛け合わせる			
改正後	区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点
	1	1,000億円以上	2,309
	2	800億円以上1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
	3	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
	4	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
	5	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
	6	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
	7	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
	8	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$

図 2 完成工事高の評点テーブルの上方修正(一部抜粋)

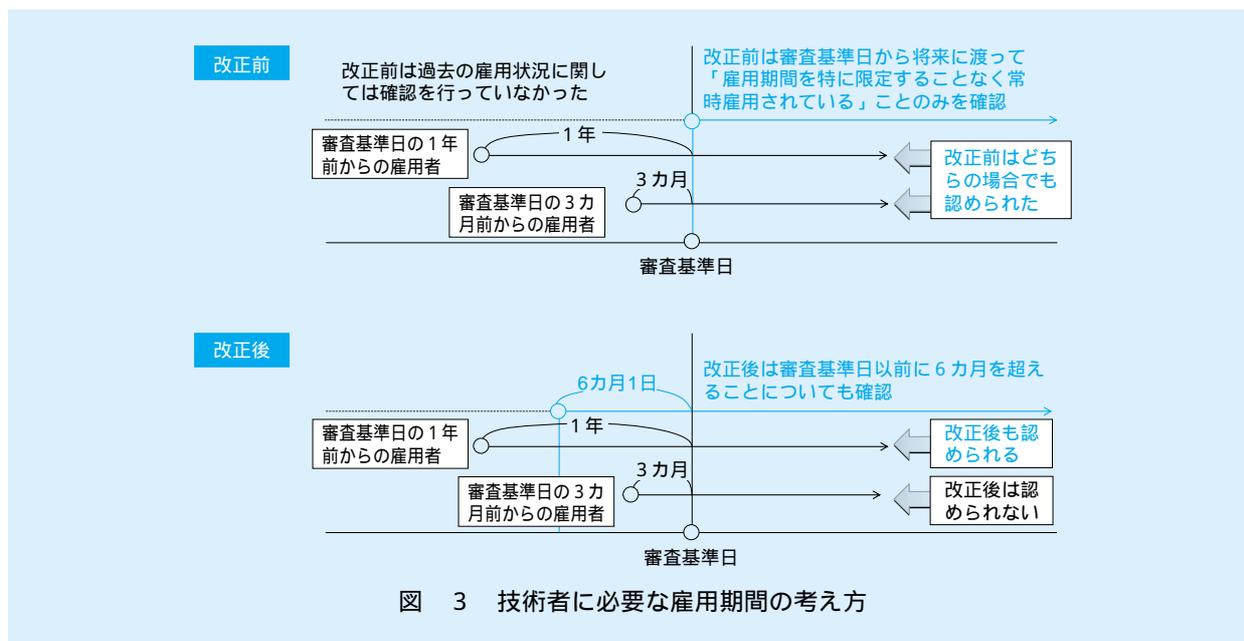


図 3 技術者に必要な雇用期間の考え方

(決算日)前に6カ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定することで、1年を通して審査基準日(決算日)の異なる申請者において重複して技術者として申請ができなくなり、1年を通して異なる会社間で技術者を「たらい回し」する不正を防止する効果が期待できます。

② 継続雇用制度対象者を評価対象とする

高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は毎年契約を更新するのが一般的なため、現在では技術者として認められません。高年齢者の雇用促進という同法の趣旨に対応して雇用している継続雇用制度の対象者が技術者として認められないことを是正するため、継続雇用制度対象者については雇用期間が限定されていても評価対象に含めることとします。

(3) 再生企業の評価の見直し

再生企業は債権カット等により地域の下請企業等の経営に大きな影響を与えており、経営事項審査の評価上も、地域貢献等を評価する社会性等(W点)において一定の減点措置を講じることが適当と考えられます。このため、下請企業等の意思にかかわらず債権カット等を行う法的整理(民事再生手続および会社更生手続)を行った企業を対象に減点評価を行うこととします。なお、減点評価の対象とするのは改正基準の施行後(平成23年4月1日)以降に法的整理の申立を行った申請者とし、それ以外の者については遡及して減点評価は行わないこととします。

【減点方法】

- ① 再生期間中(手続開始決定日～手続最終決定日)、60点(W点の「営業年数」評価の最高点)をW点から一律に減じて評価します。
- ② 再生期間終了後、W点の「営業年数」の評価をゼロ年にリセットし、手続最終決定日を起算日として営業年数の計算を再スタートします。

(4) 社会性等(W点)の評価項目の追加

- ① 建設機械の保有状況

継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、この場合1年間の雇用契約を結び65歳まで契約更新を続けるのが一般的である

改正前

『雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの』  
 継続雇用制度により雇用されている者は技術者として評価されない(1年間と雇用期間を限定している契約をしているため)

改正後

『また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。』を追加  
 継続雇用制度により雇用されている者も技術者として評価

図 4 継続雇用制度対象者の取り扱い

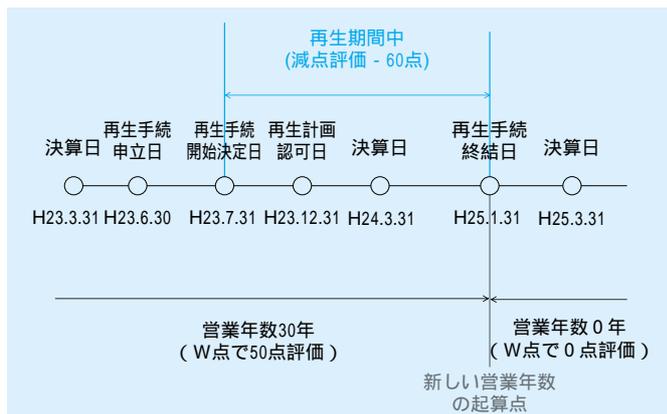


図 5 営業年数30年の建設業者が民事再生手続を申請した場合

建設投資の減少等により厳しい経営環境が続く中で、建設機械の保有に伴う負担は無視できないものとなっています。建設機械は災害時には地域の復旧に不可欠な機材となることから、地域防災への備えの観点から、建設業者の建設機械の保有状況を社会性等（W点）で加点評価することとします。具体的には、建設機械抵当法施行令別表に掲げる機械類のうち、災害復旧時において使用される代表的な建設機械であるショベル系掘削機、ブルドーザーおよびトラクターショベルについて、自ら所有する台数に応じて加点評価を行うこととします。

なお、建設機械のリース利用が増えてきている現状を踏まえ、実質的に所有と同視しうる審査基準日から1年7カ月（経営事項審査の有効期間）

区分	建設機械の所有およびリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0

以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合についても加点評価を行うこととします。

## ② 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

国際標準化機構が定めた規格であるISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）の取得は、多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査の評価対象に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図ることが可能となります。

このため、財団法人日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001を取得している申請者について加点評価を行うこととします。

なお、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は評価対象外とします。

表 2 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第9001号および第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	なし	0

## 3 新しい虚偽申請防止対策

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について次のとおり運用面の改善を行います。今後は審査行政庁（国および都道府県）および経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携強化が図られます。

### (1) 疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関では、すべての経営状況分析の申請について、統計的異常値等が見られる申請をシステムで抽出し、内容確認と補正指導を行

1. 経営状況分析機関が行う異常値確認のための基準を見直すとともに、一定の基準に該当する申請については直接審査行政庁に情報提供する仕組みを創設
  2. 審査行政庁が行う完工高と技術者数値の異常値検出の相関分析を見直し・強化
  3. 審査行政庁と経営状況分析機関の連携を強化し、虚偽申請の疑いのある業者に対しては重点審査（証拠書類の追加徴収・原本確認、対面審査、立入等）を実施
- 平成23年1月1日以降の申請に係るものから上記の取り組みを実施

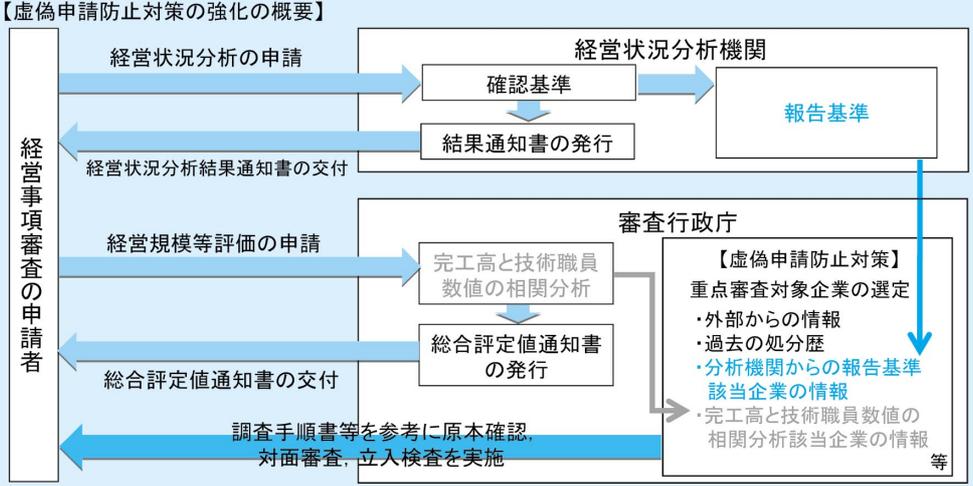


図 6 新たな虚偽申請防止対策

っています（疑義項目チェック）。しかし、システム設計上の抽出数が膨大であること、経営状況分析機関には立入権限等がなく審査に限界があることから、結果として真偽の確認が十分に行えていないものがある恐れがありました。

今般、疑義項目チェックに使用中の基準について、最新の「経営状況分析の評点が高くて倒産した企業」「経営事項審査の虚偽申請で処分を受け

た企業」の財務諸表を用いて有効性の再検証を行い、基準値の修正と一部指標の入替えを行った新たな基準（確認基準）を策定しました。

さらに、確認基準の中から虚偽申請の抽出に特に有効と考えられる指標を選定し、より基準値を厳しく設定した基準（報告基準）を新設することで、重点審査が可能な件数まで抽出数の絞込みを実施します。絞り込んだ申請については、審査行

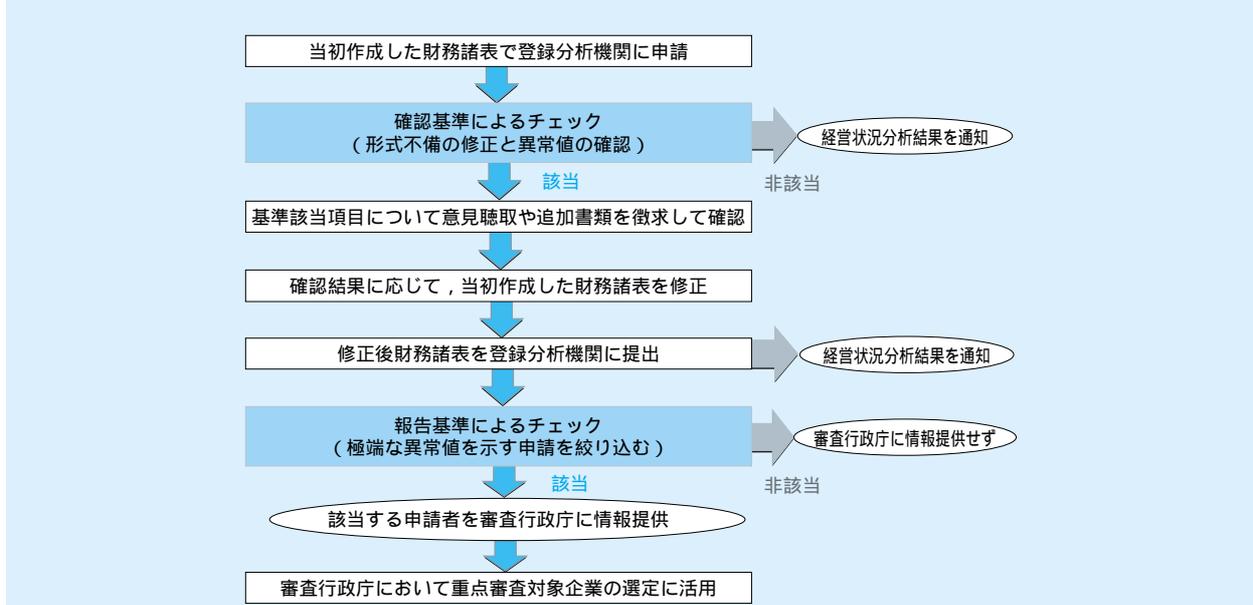


図 7 新たな疑義項目チェックの仕組み

政庁に直接情報提供を行い、審査行政庁での重点審査企業（対面審査，原本確認，立入検査等の実施）の選定に活用することで虚偽申請防止の取り組みを強化していきます。

(2) 完成工事高と技術職員数値の相関分析の見直し

審査行政庁では、「1技術職員数値当たりの標準完成工事高」を用いて、技術職員数値に比べて極端に完成工事高の高い申請をシステムで抽出しています（完成工事高と技術職員数値の相関分析）。しかし、建設投資の大幅な減少と平成20年の技術職員数の評価の改正（従来は無制限であった1人の技術者の複数業種での重複カウントを2業種までに制限）の影響により、相関分析が適正に機能なくなっています。

今般、最新の経営事項審査の結果を用いて、「1技術職員数値当たりの標準完工高」の再計算を行うとともに、審査行政庁の重点審査企業の選定に役立つように、標準完成工事高からの乖離度合いを追加で情報提供できるよう、システム改修を実施します。

さらに、完成工事高の極端に大きい申請だけで

なく、新たに完成工事高に比べて技術職員数値が極端に高い（技術職員数の水増しの可能性がある）申請についても抽出できるようにシステム改修を実施します。

(3) 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

審査行政庁では、新たに経営状況分析機関から提供される情報等も活用して適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認，対面審査，立入等を効果的に行います。また、疑義項目チェックの再構築や相関分析の見直しに対応し財務諸表の粉飾を発見する際の着眼点や確認方法について記載した調査手順書を審査行政庁に参考配布しました。

4 おわりに

今般の経営事項審査の改正について、申請者である建設業者や建設業団体等への周知を図るとともに、審査行政庁とも緊密に連絡を取り、円滑に施行されるように努めていきたいと考えています。

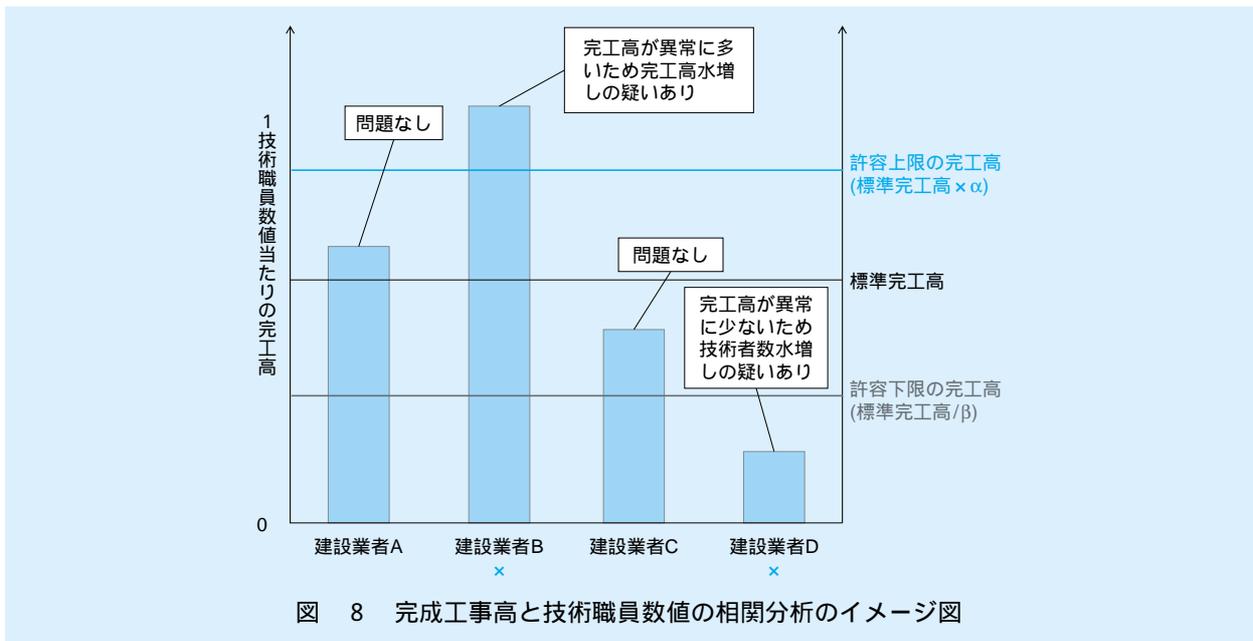


図 8 完成工事高と技術職員数値の相関分析のイメージ図